

平成30年第4回東浦町議会定例会議案(追加分)

平成30年12月4日提出

目 次

報告第11号	損害賠償の額の決定及び和解について	1
議案第51号	東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	3
議案第52号	東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	16
議案第53号	東浦町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について	18
議案第54号	平成30年度東浦町一般会計補正予算（第5号）	別添

報告第 11 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 11 月 19 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

草刈作業時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成30年10月31日（水）午前11時頃、森岡の上新池北側において、職員が肩掛式草刈機により草を刈っていた際、駐車してあった相手方の車両に当該草刈機により飛ばされた石が当たり、当該車両の左側後方の窓ガラスが破損した。

2 損害賠償の額

58,536 円

	東浦町	相手方
損 害 額	0 円	58,536 円
過 失 割 合	100%	0%
賠 償 額	58,536 円	0 円

3 和解の内容

町は相手方に対して、58,536 円を支払うこととする。

議案第 51 号

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第 18 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6 月に支給する場合には 100 分の 90、12 月に支給する場合には 100 分の 95</u> を乗	(勤勉手当) 第 18 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 90</u> を乗じて得た額の総額

<p>じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の42.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第18条第1項に規定する町長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する町長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p>
---	---

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	

10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	

48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	

86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		
109		299,500	348,500		
110		299,900	348,900		
111		300,300	349,200		
112		300,600	349,500		
113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			
117		301,900			
118		302,100			
119		302,400			
120		302,700			
121		303,100			
122		303,300			
123		303,600			

	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	130,400	181,900	203,600
	2	131,300	183,400	204,800
	3	132,300	184,900	206,200
	4	133,200	186,300	207,500
	5	134,200	187,600	208,800
	6	135,200	189,100	210,200
	7	136,200	190,500	211,600
	8	137,200	191,800	213,000
	9	138,000	193,200	214,300
	10	139,000	194,200	215,900
	11	140,000	195,500	217,500
	12	141,100	196,600	218,900
	13	141,900	197,800	220,100
	14	142,900	198,900	221,600
	15	143,900	200,000	223,100
	16	144,900	201,100	224,400
	17	146,000	202,100	225,300
	18	147,200	203,200	226,000
	19	148,400	204,200	226,900
	20	149,600	205,200	227,900
	21	150,700	206,100	228,800
	22	151,900	207,200	230,300
	23	153,100	208,300	231,600
	24	154,300	209,300	232,700
	25	155,500	210,200	234,100

26	157,000	211,100	235,400
27	158,500	211,800	236,700
28	160,000	212,700	238,000
29	161,400	213,600	238,900
30	162,900	214,800	240,100
31	164,400	215,800	241,400
32	165,900	216,700	242,600
33	167,400	217,300	243,700
34	169,200	218,500	245,000
35	171,000	219,600	246,100
36	172,800	220,800	247,300
37	174,600	221,400	248,600
38	176,300	222,600	249,700
39	178,000	223,800	251,000
40	179,700	224,900	252,300
41	181,300	225,800	253,300
42	182,700	227,000	254,600
43	184,000	228,000	255,700
44	185,400	229,100	257,000
45	186,900	230,200	257,800
46	188,200	231,200	258,900
47	189,600	232,300	260,100
48	191,000	233,300	261,100
49	192,300	234,300	262,300
50	193,400	235,400	263,500
51	194,500	236,500	264,700
52	195,700	237,600	265,600
53	196,800	238,700	266,500
54	197,900	239,700	267,600
55	198,800	240,600	268,800
56	199,900	241,400	270,000
57	201,000	242,300	270,800
58	202,000	243,300	271,800
59	203,000	244,300	272,900
60	204,000	245,200	273,900
61	205,100	246,000	274,900
62	206,000	246,900	276,000
63	206,900	247,800	276,800

64	207,800	248,700	277,900
65	208,500	249,500	278,700
66	209,300	250,300	279,500
67	210,000	251,100	280,300
68	210,800	251,800	281,100
69	211,200	252,500	281,700
70	211,800	253,100	282,500
71	212,100	253,500	283,300
72	212,600	253,900	284,000
73	212,800	254,100	284,800
74	213,400	254,500	285,500
75	213,900	255,000	286,300
76	214,600	255,500	287,100
77	214,800	255,800	287,700
78	215,500	256,200	288,200
79	216,000	256,700	288,700
80	216,600	257,200	289,100
81	217,300	257,500	289,500
82	217,700	257,800	289,900
83	218,300	258,100	290,400
84	219,000	258,400	290,900
85	219,600	258,600	291,300
86	220,100	258,800	291,900
87	220,600	259,100	292,500
88	221,300	259,400	293,100
89	221,800	259,600	293,400
90	222,400	259,800	293,900
91	223,000	260,200	294,400
92	223,500	260,400	294,800
93	223,900	260,700	295,200
94	224,400	261,100	295,700
95	224,900	261,400	296,200
96	225,400	261,700	296,700
97	225,700	261,900	297,000
98	226,200	262,200	297,400
99	226,700	262,400	297,900
100	227,200	262,700	298,400
101	227,600	263,000	298,800

102	228,100	263,200	299,200
103	228,700	263,500	299,500
104	229,300	263,800	299,800
105	229,700	264,000	300,100
106	230,200	264,200	300,500
107	230,500	264,500	300,900
108	230,900	264,700	301,300
109	231,100	265,000	301,600
110	231,500	265,300	302,000
111	232,000	265,600	302,400
112	232,400	265,800	302,700
113	232,600	266,000	302,900
114	233,100	266,300	303,200
115	233,600	266,500	303,500
116	234,100	266,700	303,700
117	234,400	267,000	303,900
118	234,800	267,300	304,200
119	235,200	267,600	304,500
120	235,600	267,900	304,700
121	236,000	268,100	304,900
122		268,300	305,200
123		268,600	305,500
124		268,900	305,700
125		269,100	305,900
126		269,300	306,200
127		269,600	306,500
128		269,900	306,700
129		270,100	306,900
130		270,300	307,200
131		270,600	307,500
132		270,900	307,700
133		271,100	307,900
134		271,300	
135		271,600	
136		271,900	
137		272,100	
再任用職員	193,600	204,700	223,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業

務に従事する職員で、町長が定めるものに適用する。

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額(円)	号給	給料月額(円)
1	374,000	1	373,000
2	422,000	2	421,000
3	472,000	3	471,000
4	533,000	4	532,000
5	608,000	5	607,000
6	710,000	6	709,000
7	830,000	7	829,000
2から5まで 略		2から5まで 略	
(給与条例の適用除外等)		(給与条例の適用除外等)	
第9条 略		第9条 略	
2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。		2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年東浦町条例第25号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「 <u>、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	

3及び4 略

3及び4 略

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 東浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p>
<p>4から6まで 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若</p>	<p>4から6まで 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若</p>

<p>しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 92.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 45</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3 から 5 まで 略</p>	<p>しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 90、12 月に支給する場合には 100 分の 95</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 42.5、12 月に支給する場合には 100 分の 47.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3 から 5 まで 略</p>
---	---

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 4 条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受けるとあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 26 年東浦町条例第 25 号)第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受けるとあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 26 年東浦町条例第 25 号)第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」と、「<u>100 分の 137.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東浦町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東浦町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

職員の給与を改めるため提案するものである。

議案第 52 号

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 41 年東浦町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等においては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号)第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 157.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 177.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等においては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号)第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 157.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 172.5</u>」とする。</p>

第 2 条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準</p>

<p>日現在(任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号)第17条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>日現在(任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号)第17条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>
--	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。
- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

議会の議員の期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第 53 号

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 61 年東浦町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 157.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 177.5」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 157.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 172.5」とする。</p>

第 2 条 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）</p>

<p>における給料月額に、当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第17条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>における給料月額に、当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第17条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>
--	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職の職員で常勤のものの期末手当の額を改めるため提案するものである。